

静岡市告示第 552号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定に基づき請求のあった静岡市清水庁舎の移転新築計画に関する住民投票条例の制定請求について、同条第 3 項の規定により議会に付議したので、同項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 98 条第 2 項の規定に基づき、その審議結果を次のとおり告示する。

令和 2 年 8 月 7 日

静岡市長 田 辺 信 宏



1 提出議案

議案第149号 静岡市清水庁舎の移転新築計画に関する住民投票条例の制定について

2 議決年月日

令和 2 年 8 月 7 日

3 審議結果

否決